

## 職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和元年5月20日（月）

局 側：環境局長他

組合側：市従環境事業支部 支部長 他

（局 側）

ただ今から、大阪市従業員労働組合環境事業支部から自治労現業統一闘争に関する要求について、申し入れをお受けいたします。

（組合側）

日頃は、市従環境事業支部の取り組みに対し、ご理解をいただきまして、ありがとうございます。本日の、「自治労現業統一闘争に関する要求」の申し入れに先立ち、一言申しあげておきたいと思います。

自治労は、長年の退職不補充や任用替えなど合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めるとして、2018現業・公企統一闘争より、第1次、第2次の取り組みゾーンを設定して闘いの強化を図ってきました。その経過をふまえ、2019現業・公企統一闘争についても、産別統一闘争と位置づけ、「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしています。市従本部は、自治労に結集する立場から、5月14日に要求書を市側に提出し、基礎自治体である大阪市として、市民・住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するよう強く要請したところです。

一方、近年大規模自然災害が多発する中、大阪市においては、「大阪市地域防災計画」において、「自助・共助」の取り組みを強化するとともに、広域・甚大な災害に対する行政・市民の災害対応能力の向上をめざした対策の推進を図るとし、さらに、2018年度より、これまでの3年間の集中取り組み期間を踏まえ、2024年度までを取り組み期間とする「大阪市地域防災アクションプラン」に基づき、62のアクションを設定し、防災・減災対策を推進するとしています。

こうした中、環境局においては、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」が、2017年度より実施され、各職場において市民サービスの向上に向け、様々な取り組みが行われています。私たちとしても、「改革プラン」の達成は、「組合員の雇用の確保と生活と権利を守る」との考えのもと、これまでからも市民サービスの向上に向け、

使命感をもって業務を遂行してきましたし、ふれあい作業や災害時における復興支援といった業務を踏まえ、「直営」で培った経験とノウハウがなければ実現できないものと考えます。

また、昨年の岡山県倉敷市災害支援、台風21号における災害ごみの対応においては、組合員一人ひとりが、環境局の職員として、市民生活を守るという強い使命感を持ったうえで、この間、「直営」で培った経験とノウハウを活かし、「直営」の強みを、最大限発揮したからこそ、迅速な対応に繋がったと認識しています。このように復旧・復興支援等にかかわっては、あらためて「直営」による収集・処理体制の確保が必要不可欠であり、これらのことは、全国的にも再認識されています。

そうしたことから、私たちは、これらの取り組みが、市民・住民が安心して暮らせるまちづくりに向け、基礎自治体としての公的役割と責務を果たすためにも、今後の高齢化社会に対応したふれあい作業の充実や災害対策など、公共関与が必要な事業においては「直営体制」を基本とし、「質の高い公共サービス」を市民のみなさんに提供できる取り組みとなるよう強く求めることとします。

また、私たちはこれまでから、環境問題や廃棄物事業は、机上の論理だけでは律しきれない事柄であるとして、コスト論や利益のみを優先する対策ではなく、市民生活・環境を守ることを第一に考え、労働組合が自ら政策提言をし、きめの細かい作業を実施すべく、行政の協力や理解のもとで、定曜日・定時収集の実施や、全国に先駆けて取り組んだふれあい作業や安心パトロールの遂行とともに、災害時における応援や即応体制について、市民の安心・安全を支える自治体労働者として様々な取り組みを実践してきたところであります。

さらに、これまでの交渉の中でも、市民の立場に立って見直すべき点は見直しつつ、課題解決に向け取り組みを進めることを申しあげてまいりました。

「大阪市労使関係に関する条例」で労働組合と交渉の対象とすることができない事項として、いわゆる管理運営事項の内容が記載されていますが、管理運営事項であっても、将来、勤務労働条件に関わることは、早期に明らかにするとともに、引き続き当局として、行政責任を回避することなく、職場の混乱をきたさないためにも、労働組合に対し、誠意をもって十分な労使協議を尽くされるよう強く要請しておきます。

また、環境施設組合は、地方自治法にもとづく特別地方公共団体であることは承知していますが、一方で、大阪市における廃棄物の処理に関して、基礎自治体としての責任をもったうえで、環境施設組合と密接な連携を図り対応されるよう求めます。

労働安全衛生面については、職員の平均年齢が上昇する中、働きやすい環境を整えることは必要不可欠であり、作業実態に合った作業被服等の改善を求めます。また、局として、災害発災時に対応しうる被服及び安全靴等の備蓄について計画的に行うことを合わせて求めます。

当局においては、私たちの要求に対し、誠意を持って回答されるよう求めておくと

ともに、引き続き環境問題や廃棄物行政の政策の前進に向けての努力や、適切な労働条件の確保に向けた最大限の努力、そして、使用者責任を回避することのない誠意を持った対応を求めたいと思います。

それでは具体の要求につきまして、書記長から申し入れさせていただきます。

(別紙 要求書手交)

(局 側)

ただいま、支部長から「自治労現業統一闘争に関する要求」をお受けしたところであり、各要求項目の具体回答につきましては、内容を精査のうえ、後日の回答とし、私からは、現時点での当局の認識についてお示しします。

本市の「市政改革プラン2.0」では、平成28年度から平成31年度までを取組期間とし、「質の高い行財政運営の推進」、「官民連携の推進」、「改革推進体制の強化」の3つの改革の柱のもとに、52件の目標とそれを達成するための94件の取り組みを設定し、改革を推進しています。

当局では、この間、技能職員の退職者不補充の対応として、機材配置の見直しや民間事業者への業務委託を順次拡大してきたところですが、平成29年6月に「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」を策定し、「経費の削減」と「市民サービスの向上」の二本柱を打ち立て、改革を進めてまいりました。最終年度に当たる今年度において、改革プランの成果について検証・分析を行い、検証結果をもとに今後の方向性を決定することとなっていることから、引き続き、強力に改革を進めていかなければなりません。ご理解とご協力を よろしくお願いいたします。

次に、石巻市・熊本市・倉敷市における大規模災害支援、台風21号の暴風雨により発生した災害ごみ収集については、即応体制を確保し、現場の状況に応じた適切かつ迅速な対応を実施できたのは、これまで日常業務で積み上げてきた現場力、職員の頑張りによるものが大きいと考えているところです。

大阪市域における大規模自然災害対策としては、平成29年3月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画〔第1版〕」を策定するとともに、「環境事業センターにおける災害発生時の業務実施マニュアル」等の策定に取り組む等、災害発生時に速やかに対応できるよう暴風雨による災害も含め、検討を進めているところであり、今後、より一層、地域・区役所と連携した取り組みを進めてまいります。

また、当然のことながら、当局事業は、市民の健康で快適な生活を維持するうえで欠かすことのできない非常に重要なものであり、各業務に従事しておられる職員の方々の日々の努力によって支えられているものであると認識しています。本市の家庭系ごみの収集輸送事業については、自分たちが 担っていくのだという高い意識と自覚、大阪市職員としての誇りや使命感を職員一人ひとりが持つとともに、

日々のたゆまぬ努力により、「改革プラン」の成果が得られると確信しております。今後、取り組みを進めるにあたり、職員の勤務労働条件に係る事項については、貴支部と協議を行いたいと考えております。

次に、環境施設組合についてですが、守口市より環境施設組合への加入にかかる依頼があり、各構成市及び環境施設組合と連携し、検証、検討してまいりました。平成30年11月30日に、関係4市による基本合意書の締結し、「規約」の改正につきましては、平成31年2月・3月市会定例会において、ご審議いただき、議決され、現在、令和2年4月からの共同開始に向け、事務を進めているところです。要求項目にありますが、収集輸送事業と焼却処分事業の一体的な対応を踏まえつつ、引き続き、環境施設組合と十分に連携を図ってまいりたいと考えています。

最後に、労働安全衛生管理についてですが、職務に従事するうえで職員の安全を守ることは、円滑な業務の推進に寄与するものであり、公務災害の未然・再発防止の観点から災害状況の把握や原因究明は非常に重要であります。職員の平均年齢が概ね51歳となり、労働災害の未然防止等に向けた取り組みを更に推進していく必要があると考えています。また、職員の安全を確保するため、作業服等の改善や災害時の備蓄の確保についても、検討してまいります。

(組合側)

ただ今局長から、現時点での取り巻く状況や考え方などについて、回答がなされました。

都市行政にとって、環境対策や廃棄物行政は重要な事業であり、市民の生活と環境を守るうえで欠くことのできない事業であります。私たちとしても、取り巻く状況に適切に対応しつつ、引き続き、大阪市における環境保全・資源循環型廃棄物行政の確立に向けた取り組みを強めることとしますが、当局においても、行政責任のもとに施策の推進を積極的に取り組まれるとともに、職員の仕事に対するやりがいや、やる気を失わせないような、適切な処遇・労働環境の確保に努力を重ねられるよう、強く要請しておきたいと思っております。

とりわけ、今後の組合員の身分にかかる内容や、それに伴う勤務労働条件については、早期に明らかにするとともに、改革プランの各取り組みの中で組合員の勤務労働条件に係わる事項等については、情報提供及び労使協議に尽くされるよう求めたいと思っております。

最後に、本日の私たちの要求や要請に対して、主体性と誠意を持って対応・協議され、解決に向け努力されるよう求めまして、2019自治労現業統一闘争にかかる申し入れとします。

(局側)

以上で、自治労現業統一闘争に関する要求申し入れの交渉を終了します。